

国立研究開発法人産業技術総合研究所個人情報の保護に関する規程

制定 平成28年1月29日 27規程第87号

(17規程第30号の全部改正)

最終改正 平成29年10月18日 29規程第17号 一部改正

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 個人情報及び個人番号の管理・責任体制（第3条－第11条）

第3節 教育研修（第12条）

第4節 役職員等の責務（第13条）

第2章 保有個人情報の取扱い

第1節 個人情報の保有・取得等（第14条－第18条）

第2節 個人番号・特定個人情報・特定個人情報ファイルの利用・要求等の制限（第19条－第23条）

第3節 保有個人情報の安全性確保の措置等（第24条－第30条）

第4節 情報システムにおける安全の確保等（第31条－第46条）

第5節 情報システム室等の安全管理（第47条・第48条）

第6節 保有個人情報の提供及び業務の委託等（第49条－第51条）

第7節 安全確保上の問題への対応（第52条・第53条）

第3章 個人情報ファイルの保有に関する事前通知等（第54条－第58条）

第4章 個人情報保護窓口の設置等及び苦情処理（第59条－第61条）

第5章 監査及び点検の実施（第62条－第65条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく適切な取扱いに必要な事項等を定めることにより、研究所の業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること及び個人番号その

他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号ロにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - ロ 個人識別符号が含まれるもの
- 二 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「政令」という。）で定めるものをいう。
 - イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 三 個人番号 番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 四 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 五 保有個人情報 研究所の役員、職員、契約職員並びに研究所の業務を行う者であつて役員、職員、契約職員以外の者（以下「役職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、研究所の役職員等が組織的に利用するものとして、研究所が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書に記載されているものに限る。
- 六 部門等 国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第3章に規定

する組織及び組織規則（26規則第6号）第3条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び連携研究ラボをいう。

七 部室等 組織規則の規定により各部門等に設置される部、室、チーム、研究チーム、研究グループ、センター等をいう。

八 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

九 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

十 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

十一 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

十二 行政機関 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する行政機関をいう。

十三 独立行政法人等 独立行政法人等個人情報保護法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。

十四 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

十五 個人番号関係事務 番号法第9条第3項の規定により、個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

十六 非識別加工情報 次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の区分に応じてそれぞれ次に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあつては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会事務局組織規則（平成27年内閣府令第75号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること

(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

ロ 第1号ロに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

十七 独立行政法人等非識別加工情報 次に掲げるいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この号において同じ。)の全部又は一部(これらの一部に独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。))が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる非識別加工情報をいう。

イ 個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば、次のいずれかを行うこととなるものであること。

(1) 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

(2) 独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

ロ 研究所の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、独立行政法人個人情報保護法第44条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

十八 独立行政法人等非識別加工情報ファイル 独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

十九 削除情報 独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。)から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

第2節 個人情報及び個人番号の管理・責任体制

(総括個人情報保護管理者)

第3条 研究所に、総括個人情報保護管理者(以下「総括保護管理者」という。)1人を置き、総務本部長をもって充てる。

2 総括保護管理者は、研究所における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(副総括個人情報保護管理者)

第4条 研究所に、副総括個人情報保護管理者（以下「副総括保護管理者」という。）1人を置き、情報公開・個人情報保護推進室長をもって充てる。

2 副総括保護管理者は、総括保護管理者の命を受けて、総括保護管理者を補佐する。

(部門等個人情報保護責任者)

第5条 部門等に、部門等個人情報保護責任者（以下「部門等保護責任者」という。）1人を置き、部門等の長をもって充てる。

2 部門等保護責任者は、その置かれる部門等（以下「当該部門等」という。）における保有個人情報の適切な管理を確保する。この場合において、保有個人情報を情報システム（国立研究開発法人産業技術総合研究所情報セキュリティ規程（28規程第52号。以下「情報セキュリティ規程」という。）第2条第2号の情報システムをいう。以下同じ。）で取り扱うときは、同規程第12条第2項の規定により当該情報システムを管理する情報セキュリティ責任者と連携して、その任にあたるものとする。

(部門等個人情報保護副責任者)

第6条 部門等保護責任者は、必要と認めるときは、当該部門等に所属する職員及び契約職員（以下「職員等」という。）のうちから部門等個人情報保護副責任者（以下「部門等保護副責任者」という。）を指名し、当該部門等に置くことができる。

2 部門等保護副責任者は、部門等保護責任者の命を受けて、当該部門等保護責任者を補佐する。

(部室等個人情報保護責任者)

第7条 部室等に、部室等個人情報保護責任者（以下「部室等保護責任者」という。）を置き、各部室等の長をもって充てる。

2 部室等保護責任者は、部門等保護責任者の命を受けて、当該部室等における保有個人情報の管理に関する事務を行う。

(個人情報事務取扱主任)

第8条 部門等に、1人又は2人以上の個人情報事務取扱主任（以下「取扱主任」という。）を置き、当該部門等の部門等保護責任者がその部門等に所属する職員のうちから指名する。

2 取扱主任は、当該部門等における保有個人情報の管理の記録に関する事務を行う。

(特定個人情報等事務取扱担当者)

第9条 個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う部門等に特定個人情報等事務取扱担当者（以下「特定個人情報等担当者」という。）を1人又は2人以上置き、部門等保護責任者がその部門等に所属する職員等のうちから指名する。

2 特定個人情報等担当者は、当該部門等における特定個人情報等を取り扱う事務を行う。

3 部門等保護責任者は、第1項の規定により特定個人情報等担当者を指名したときは、その役割を指定しなければならない。

4 部門等保護責任者は、特定個人情報等担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定しなければならない。

(特定個人情報等の適切な管理のための連絡及び調整)

第10条 総括保護管理者は、次に掲げる体制を整備する。

- 一 特定個人情報等担当者が独立行政法人等個人情報保護法及び番号法並びにこの規程（以下「独立行政法人等個人情報保護法等」という。）に違反している事実又は兆候を把握した場合の役職員等から部門等保護責任者及び総括保護管理者（以下「総括保護管理者等」という。）への報告連絡体制
- 二 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等事案の発生又は兆候を把握した場合の役職員等から総括保護管理者等への報告連絡体制
- 三 特定個人情報等を複数の部門等で取り扱う場合の各部門等の任務の分担及び責任の明確化
- 四 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

（保有個人情報の適切な管理のための委員会）

第11条 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、管理委員会を組織することができる。

- 2 管理委員会は、総括保護管理者のほか、前項の重要事項に関係する部門等保護責任者、部室等保護責任者等をもって構成する。
- 3 総括保護管理者は、管理委員会を組織したときは、定期的に又は随時にこれを招集する。

第3節 教育研修

（教育研修）

第12条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する役職員等に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

- 2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する役職員等に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。ただし、総括保護管理者が認める場合にあつては、情報セキュリティ規程第28条に定める情報セキュリティに関する教育を受けさせることをもってこれに代えることができる。
- 3 総括保護管理者は、部門等保護責任者、取扱主任、特定個人情報等担当者等に対し、部門等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を行うものとする。
- 4 部門等保護責任者は、当該部門等に所属する役職員等に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

第4節 職員の責務

（役職員等の責務）

第13条 役職員等は、独立行政法人等個人情報保護法等の趣旨に則り、これらに関連する法令、規程等の定め並びに総括保護管理者、部門等保護責任者等の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

- 2 独立行政法人等非識別加工情報等（独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識

別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに独立行政法人等個人情報保護法第44条の10第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。)の取扱いに従事する役職員等又は役職員等であった者は、その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 3 前項の規定は、研究所から独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者について準用する。

第2章 保有個人情報の取扱い

第1節 個人情報の保有・取得等

(個人情報の保有の制限等)

第14条 役職員等は、個人情報の保有に当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 役職員等は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

- 3 役職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第15条 役職員等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

- 2 役職員等は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を併せて明示するものとする。

一 個人情報の取扱いの担当者又はその代理人の氏名、職名、所属及び連絡先

二 個人情報の提供を行うことが予定される場合には、その目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類及び属性

三 個人情報の委託を行うことが予定される場合にはその旨

四 本人が個人情報を届け出ることの任意性及び当該情報を届け出ない場合に本人に生じる結果

(適正な取得)

第16条 役職員等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 役職員等は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則(個人情報保護法第74条の規定により制定される規則をいう。)で定める者により公開されている場合
- 六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合
(正確性の確保)

第17条 役職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報(独立行政法人等非識別加工情報(独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。))及び削除情報に該当するものを除く。次条を除き、以下同じ。)が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(利用及び提供の制限)

第18条 役職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(特定個人情報等並びに独立行政法人非識別加工情報及び削除情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、役職員等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 三 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 部門等保護責任者は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該部門等で取り扱う保有個人情報の利用目的以外の目的のための研究所の内部における利用を特定の役職員等に限るものとする。

第2節 個人番号・特定個人情報・特定個人情報ファイルの利用・要求等の制限

(個人番号の利用の制限)

第19条 部門等保護責任者は、当該部門等における個人番号の利用を、番号法にあらかじめ定める利用範囲に限らなければならない。

(提供の要求及び求めの制限)

第20条 個人番号関係事務を処理する役職員等及び研究所が行う個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号関係事務を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用等事務実施者（個人番号利用事務又は個人番号関係事務を処理する者及び個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。）に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 役職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第21条 役職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第22条 役職員等は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域)

第23条 部門等保護責任者は、当該部門等における特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。

第3節 保有個人情報の安全性確保の措置等

(安全確保の措置)

第24条 部門等保護責任者は、当該部門等における保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「情報漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 部門等保護責任者は、独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに独立行政法人等個人情報保護法第44条の10第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条において「独立行政法人等非識別加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス制限)

第25条 部門等保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する役職員等とその権限の内容

を、当該役職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限らなければならない。

2 アクセス権限を有しない役職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 役職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第26条 部門等保護責任者は、役職員等が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、役職員等は、当該部門等保護責任者の指示に従い行わなければならない。

一 保有個人情報の複製

二 保有個人情報の送信

三 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

四 その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第27条 役職員等は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、部門等保護責任者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第28条 役職員等は、部門等保護責任者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。

(廃棄等)

第29条 役職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、部門等保護責任者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第30条 部門等保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、記録簿等を整備し、当該保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について、取扱主任に記録させなければならない。

2 部門等保護責任者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、当該特定個人情報等の利用、保管等の取扱状況について、特定個人情報等担当者に記録させなければならない。

第4節 情報システムにおける安全の確保等

(情報システムにおける安全の確保)

第31条 情報システムで取り扱う保有個人情報の安全の確保等については、この節及び次節に定めるもののほか、情報セキュリティ規程及び情報セキュリティ実施要領（28要領第 号）の定めるところによる。

(アクセス制御)

第32条 部門等保護責任者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下この節（第44条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

2 部門等保護責任者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

（アクセス記録）

第33条 部門等保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、及びその記録を定期的に分析するために必要な措置を講じなければならない。

2 部門等保護責任者は、情報システムで取り扱う特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に又は随時に分析するために必要な措置を講じなければならない。

3 部門等保護責任者は、前二項のアクセス状況の記録の改ざん、窃取又は不正な消去若しくは削除の防止のために必要な措置を講じなければならない。

（アクセス状況の監視）

第34条 部門等保護責任者は、当該部門等が保有する保有個人情報を含む情報を情報システムから出力させる場合について、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、基準を定めなければならない。

2 役員等は、前項の基準を超えて保有個人情報を含む情報を情報システムから出力する場合には、あらかじめ当該保有個人情報を保有する部門等保護責任者の承認を受けなければならない。

（管理者権限の設定）

第35条 部門等保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

（外部からの不正アクセスの防止）

第36条 部門等保護責任者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第37条 部門等保護責任者は、不正プログラムによる保有個人情報の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。

（情報システムにおける保有個人情報の処理）

第38条 役職員等は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去しなければならない。

2 前項の場合の場合において、部門等保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、不要となった情報の消去等の実施状況を確認しなければならない。

(暗号化)

第39条 部門等保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講じなければならない。

2 役職員等は、処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化（適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等を含む。）を行わなければならない。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第40条 部門等保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の情報漏えい等の防止のため、記録機能を有する情報機器、電磁的記録媒体等の情報システムへの接続の制限（当該情報機器、電磁的記録媒体等に搭載するソフトウェア更新への対応を含む。）等の必要な措置を講じなければならない。

(端末の限定)

第41条 部門等保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末（以下単に「端末」という。）を限定するために必要な措置を講じなければならない。

(端末の盗難防止等)

第42条 部門等保護責任者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、当該端末を設置する室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

2 役職員等は、部門等保護責任者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第43条 役職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

(入力情報の照合等)

第44条 役職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行わなければならない。

(バックアップ)

第45条 部門等保護責任者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第46条 部門等保護責任者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じ

なければならない。

第5節 情報システム室等の安全管理

(情報システム室等の入退管理)

第47条 部門等保護責任者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員等の立会い、監視設備による監視、電磁的記録媒体等の持ち込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じなければならない。保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）を設けている場合であって、必要があると認めるときも、同様とする。

2 部門等保護責任者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講じなければならない。

3 部門等保護責任者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立ち入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備し（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム室等の管理)

第48条 部門等保護責任者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講じなければならない。

2 部門等保護責任者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。

第6節 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第49条 部門等保護責任者は、第18条第2項第3号又は第4号の規定により、行政機関及び独立行政法人等以外の者に当該部門等の保有する保有個人情報を提供する場合には、原則として、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の利用目的、利用する業務の根拠となる法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面をとり交わさなければならない。

2 部門等保護責任者は、第18条第2項第3号又は第4号の規定により行政機関及び独立行政法人等以外の者に当該部門等の保有する保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供前又は随時に実地の調査等を行い、当該安全措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求その他の措置を講ずるものとする。

3 部門等保護責任者は、第18条第2項第3号の規定により行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前二項に規定する措置を講ずるものとする。

(特定個人情報等の提供の制限)

第50条 役職員等は、番号法に定める場合を除き、特定個人情報等の提供をしてはならない。

(業務の委託等)

第51条 部門等保護責任者は、保有個人情報（個人番号関連事務を除く。以下この節において同じ。）の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じ、当該委託に係る契約書に、次に掲げる事項が記載されていることを確認するとともに、委託を受けた者（以下「委託先」という。）における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。

- 一 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- 二 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- 三 個人情報の複製等の制限に関する事項
- 四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- 五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- 六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

2 部門等保護責任者は、個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、当該委託を受けた者（以下「個人番号関係事務委託先」という。）において、番号法に基づき研究所が果たすべき安全措置と同等の措置が講じられるよう、あらかじめ確認しなければならない。

3 部門等保護責任者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期点検等により確認しなければならない。

4 部門等保護責任者は、個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、個人番号関係事務委託先において、番号法に基づき研究所が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

5 部門等保護責任者は、委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項に規定する措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は自ら第3項に規定する措置を実施しなければならない。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も、同様とする。

6 部門等保護責任者は、個人番号関係事務委託先において、個人番号関係事務の全部又は一部が再委託される場合には、当該委託をする個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で、再委託の諾否を判断しなければならない。

7 部門等保護責任者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、秘密保持義務等個人情報の適正な取扱いに関する事項が労働者派遣契約書に記載されていることを確認しなければならない。

第7節 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第52条 保有個人情報の情報漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発

生のおそれを認識した場合には、その事案（以下単に「事案」という。）を認識した役職員等は、直ちに当該保有個人情報等を管理する部門等保護責任者に報告しなければならない。

- 2 役職員等は、特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び特定個人情報等担当者が独立行政法人等個人情報保護法等に違反している事実又は兆候を把握した場合には、直ちに当該特定個人情報等を管理する部門等保護責任者に報告しなければならない。
- 3 部門等保護責任者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセス又は不正プログラムの感染が疑われる端末のLANケーブルを抜く等、被害拡大防止のために直ちに行い得る措置については、直ちに行う（役職員等に当該措置を行わせることを含む。）ものとする。
- 4 部門等保護責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。
- 5 総括保護管理者は、前項の規定により報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告しなければならない。
- 6 前項の場合において、総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、経済産業大臣に対し、速やかに情報提供を行うものとする。
- 7 総括保護管理者は、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他特定個人情報の安全の確保に係る重大事態又はそのおそれのある事案が発覚した場合には、事実関係及び再発防止策等について、直ちに個人情報保護委員会（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第64条の規定により内閣府に置かれる個人情報保護委員会をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。
- 8 部門等保護責任者は、発生した事案の原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

（公表等）

第53条 総括保護管理者は、発生した事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講じなければならない。

- 2 前項の公表を行う場合において、総括保護管理者は、当該公表を行う事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省行政管理局長に情報の提供を行うものとする。

第3章 個人情報ファイルの保有に関する事前通知等

（個人情報ファイルの保有に関する事前通知）

第54条 部門等保護責任者は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ総括保護管理者に対し、次に掲げる事項等を通知しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 当該部門等の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる部室等の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第3号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条において「記録範囲」という。）

五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七 記録情報を研究所以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

八 当該個人情報の訂正、利用の停止、消去又は提供の停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続きが定められているときは、その旨

九 電算処理あるいはマニュアル処理の個人情報ファイルの別

十 電算処理の個人情報ファイルにおいて、利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 特定個人情報又は要配慮個人情報が記録されていない個人情報ファイルであって、次に掲げるもの

イ 前項の規定による事前通知に係る部門等の個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該事前通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

ロ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

ハ 本人の数が1000に満たない個人情報ファイル

二 特定個人情報又は要配慮個人情報が記録されている個人情報ファイルであって、次に掲げるもの

イ 前項の規定による事前通知に係る部門等の個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該事前通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

ロ 独立行政法人等非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル

ハ 記録される個人情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル

ニ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

3 部門等保護責任者は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該部門等が保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第1号ハに該当するに至ったときは、遅滞なく、総括保護管理者にその旨を通知しなければならない。

（特定個人情報ファイルの保有に関する事前通知等）

第55条 部門等保護責任者は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ総括保護管理者に保有又は変更の必要性について協議をしなければならない。

2 総括保護管理者は、前項の規定により協議を受け、特定個人情報ファイル（専ら研究所の役職員等又は役職員等であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものそ

他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、番号法第27条の規定により、同条第1項各号の事項を評価した結果を記載した書面(以下この項において「評価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求め、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて個人情報保護委員会の承認を受けること等必要な手続き等を行わなければならない。

3 前項の規定は、個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報ファイルの重要な変更について準用する。

4 総括保護管理者は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、番号法第28条の2の規定により、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行わなければならない。

5 総括保護管理者は、特定個人情報ファイルを保有しているときは、番号法第28条の3第1項の規定により、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について個人情報保護委員会による検査を受けるものとする。

(個人情報ファイル簿の公表等)

第56条 総括保護管理者は、独立行政法人等個人情報保護法第11条及び第44条の3の規定により、政令で定めるところにより、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

(個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の事前通知)

第57条 部門等保護責任者は、第54条第1項で通知した個人情報ファイルを第18条第2項の規定により利用目的以外の目的のために利用又は提供しようとするときは、あらかじめ、総括保護管理者に対して、利用又は提供しようとする個人情報ファイルについて、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 個人情報ファイルの名称

二 個人情報ファイルを管理する部門等の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる部室等の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 利用目的外の利用又は提供の内容

五 提供する場合の提供先

六 第18条第2項各号のうち該当する条項

七 利用目的外の利用又は提供の理由

(部門等個人情報管理簿の整備)

第58条 部門等保護責任者は、第54条に規定する事前通知に係る個人情報ファイルの他、個人の権利利益を保護するために必要と認める個人情報について、保有、安全性確保の措置及び利用又は提供等の主要事項を記録した部門等個人情報管理簿を作成するものとする。

2 前項に規定する部門等個人情報管理簿は、部門等で一の帳簿とし、取扱主任が記録の事務及びその管理を行うものとする。

第4章 個人情報保護窓口の設置等及び苦情処理

(個人情報保護窓口の設置等)

第59条 個人情報の開示請求、訂正請求又は利用停止請求の受付等の事務を行う窓口（以下「個人情報保護窓口」という。）を、東京本部及び研究拠点に置くことができる。

2 個人情報保護窓口は、研究所における個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報の取扱い等に係る苦情の相談の事務を行う窓口（以下「苦情相談窓口」という。）を兼ねるものとする。

(苦情処理の申出の受付等)

第60条 研究所は、苦情相談窓口において、苦情の申出を受けける。

2 研究所は、苦情相談窓口において苦情の申出を受けつけたときは、苦情に関する当該個人情報の取扱いの状況等を迅速に調査して、当該個人情報を保有する部門等保護責任者に適切な処理を行わせなければならない。

3 研究所は、苦情に関する調査の結果は、必要と認めるときは、苦情を申し出た者に書面で通知するものとする。

(苦情処理)

第61条 部門等保護責任者は、前条第2項の規定によりその置かれる部門等における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第5章 監査及び点検の実施

(監査)

第62条 保有個人情報の適切な管理を検証するため、この規程に定める措置の状況を含む研究所における保有個人情報の管理の状況の監査は、国立研究開発法人産業技術総合研究所内部監査規程（18規程第15号）で定めるところにより行う。

2 監査室長は、前項の規定により監査を行ったときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第63条 部門等保護責任者は、当該部門等が保有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告しなければならない。

(評価及び見直し)

第64条 総括保護管理者及び部門等保護責任者は、第62条の監査又は前条の点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じなければならない。

(規程の施行状況の調査)

第65条 総括保護管理者は、各部門等に対して、この規程の施行の状況の報告を求めるものとする。

2 総括保護管理者は、この規程の施行の状況に対して、是正が必要であると認めるときは、当該部門等保護責任者に是正の勧告を行うことができる。

(行政機関との連携)

第66条 研究所は、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、当該方針に基づき、研究所を所管する経済産業省と緊密に連携して、保有個人情報の適切な管理を行う。

（独立行政法人等非識別加工情報の提供）

第67条 独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項は、別に定める。

附 則（27規程第87号・全部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年2月1日から施行する。ただし、第62条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の規定による改正前にした国立研究開発法人産業技術総合研究所個人情報の保護に関する規程の規定による指名、通知その他の行為は、国立研究開発法人産業技術総合研究所個人情報の保護に関する規程（以下「新規程」という。）の適用については、新規程の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（27規程第105号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28規程第26号・一部改正）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（28規程第53号・一部改正）

この規程は、平成28年7月15日から施行する。

附 則（29規程第17号・一部改正）

この規程は、平成29年10月18日から施行する。